

平成 21 年 6 月

太宰府市議会環境厚生常任委員会  
会議録

平成 21 年 6 月 11 日

福岡県太宰府市議会

## 1 議 事 日 程

〔平成21年太宰府市議会第2回（6月）定例会 環境厚生常任委員会〕

平成21年6月11日

午前10時

於 全員協議会室

- 日程第1 議案第43号 住居表示に伴う町の区域の設定について  
日程第2 議案第47号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第3 議案第48号 平成21年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について  
日程第4 議案第50号 平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について  
日程第5 請願第2号 物価に見合う年金引き上げを求める請願  
日程第6 請願第3号 「最低保障年金制度」の創設を求める請願  
日程第7 意見書2号 ハローワーク機能の抜本的強化を求める意見書

## 2 出席委員は次のとおりである（6名）

委員長	中 林 宗 樹 議員	副委員長	安 部 陽 議員
委員	不 老 光 幸 議員	委員	安 部 啓 治 議員
〃	藤 井 雅 之 議員	〃	原 田 久美子 議員

## 3 欠席委員は次のとおりである

な し

## 4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（12名）

市民生活部長	松 田 幸 夫	健康福祉部長	松 永 栄 人
建設経済部長	新 納 照 文	市民課長	木 村 和 美
環境課長	篠 原 司	人権政策課長	蛭 川 二三雄
福祉課長	宮 原 仁	高齢者支援課長	古 野 洋 敏
国保年金課長	木 村 裕 子	子育て支援課長	原 田 治 親
保健センター所長	和 田 敏 信	建設産業課長	伊 藤 勝 義

## 5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	松 島 健 二
議事課長	田 中 利 雄
書記	浅 井 武

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（中林宗樹委員） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員数は5名です。

定足数に達しておりますので、ただ今から環境厚生常任委員会を開会いたします。

・田久美子委員については、若干遅れられますので、到着され次第委員会室に入ってくださいようしておりますのでよろしくお願いいたします。

日程はお手元に配付しているとおりです。よろしくお願いいたします。

今回、当委員会に審査付託されております案件は、住居表示に伴う町の区域の設定について1件、条例改正1件、補正予算2件、請願2件、意見書1件です。

それでは、ただちに議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 議案第43号「住居表示に伴う町の区域の設定について」

○委員長（中林宗樹委員） まず、お手元に配付しております日程表の日程第1です。

議案第43号「住居表示に伴う町の区域の設定について」を議題といたします。

執行部に補足説明を求めます。

市民課長。

○市民課長（木村和美） 議案第43号、住居表示に伴う町の区域の設定について補足説明いたします。

本案につきましては、先の3月定例議会におきまして、住居表示を実施すべき市街地の区域及び方法について議決をいただきましたので、引き続き住居表示実施基準要綱等の規定に基づき定められました区域の町界町名の変更案について太宰府市住居表示審議会に諮問した結果、原案のとおり実施すべきとの答申を得ましたのでご提案するものでございます。

まず、議案書の32ページの別図1でございますけれども、変更前の字の区域につきましては、大字通古賀の一部の区域には字関屋、大字国分の一部の区域には字川原、字紺町、字鍛冶久があり、字の区域を図示いたしております。

次に、議案書の33ページの別図2の新たに画した町の区域につきましては、通古賀区と国分区の行政区界で、恒久的な施設であります大谷川をもって町界とし2つのブロックに町割りをいたしております。

また、新町名につきましては、地元のご意見も十分に尊重いたしまして、大字通古賀の一部を幸都一丁目、大字国分の一部を幸都二丁目に変更いたしております。

以上よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

藤井雅之委員。

○委員（藤井雅之委員） 2点伺います。1点目は、提案の理由に11月中旬をめどにとありますけども、これが具体的に何日というのが決まっていればお聞かせいただきたい。

それと所管外のことになるかもしれませんが、この幸都一丁目二丁目、大変面積も広くて結構人口も多く入ってくるのではないかと思うのですが、小学校の学区が水城西小学校になるのか確認で、この2点お願いします。

○委員長（中林宗樹委員） 市民課長。

○市民課長（木村和美） 日程につきましては、現在11月16日月曜日に一応予定をいたしております。今回の議決をいただきましたら、早速作業に入りまして、そういう作業の時間等も算定いたしましたところで、週明けの11月16日を予定いたしております。

もう1点の学校の校区は、平成18年12月議会の全員協議会で、その当時報告があつておりまして、従来の大字国分の市街地の部分につきましては、国分小学校。それから通古賀区画整理事業地内については、水城西小学校です。そういう形で報告なされているようでございます。

○委員長（中林宗樹委員） いいですか。

（藤井雅之委員「はい」と呼ぶ）

○委員長（中林宗樹委員） 安部陽副委員長。

○副委員長（安部 陽委員） 市民課のほうが大変頑張つてこれまで漕ぎ着けられたことに対しまして感謝申し上げます。しかしながら、せっかく字名で関屋、とくに大字通古賀の区域に関屋という字名があるのですね。これは歴史的に苜萱の関と言われて文学散歩だとか歴史散歩とかいろいろ、太宰府の歴史というものを考えたときに、こういうものが失われてきているわけですね。先ほど課長が言われたように住人の大半が幸都以いいという了解を得てあるから私もあまり言えないけれども行政指導として、今後、歴史を守る、まるごと博物館構想だとか言っておりますから、その点を踏まえてやはりできるだけ歴史を残す、こういう地名が昔どういう発展をしてきたのか、あるいはどういったものであったかということをお話するものですから、その点を踏まえて今後注意してもらいたいと思います。審議会にかけて、審議会の委員で森先生もいらつしたようですが、だいたい森先生あたりは反対しとるだろうと思うのですよね。森先生の言葉がわかったらちょっとその点どういふふうに言つてあったか……。

○委員長（中林宗樹委員） 市民課長。

○市民課長（木村和美） 4月8日に住居表示審議会、これ2回目ですね、今回の件につきまして諮問いたしました。今ご指摘があつた森委員のほうからは、町名の幸都については幸府と似ていることと、幸都は市全体のことを示すのではないかというようなご意見はありました。

○委員長（中林宗樹委員） 安部陽副委員長。

○副委員長（安部 陽委員） そういうことで、私も幸都といえれば一番大きい都のような感じも受けまして、ちょっとと思った感があるのですが、売り出しのときに幸都以売り出していたようでございましてね、そういうことからきたのだろうと思いますが、できるだけ歴史を今後残すということで行政指導をお願いしておきたいと、これ要望で、今後の参考に申し上げておきます。できるだけ

歴史は残したいと、それがまるごと博物館構想にもつながるということでお願いしておきます。

○委員長（中林宗樹委員） 安部啓治委員。

○委員（安部啓治委員） 住民説明会を何度か開催されたと思うのですが、その状況と住民の反応とい  
いますか、おおむねスムーズにしているのかどうか、委員会としても前回の例もごございますので  
ちょっと心配しておるのですが、いかがでしたでしょうか。

○委員長（中林宗樹委員） 市民課長。

○市民課長（木村和美） 今回ご提案申し上げている区域につきましては、大字通古賀につきましては  
区画整理事業ということで、区画整理事業組合のほうで今度新しく住民になられる方には、市のほう  
の住居表示のパンフレットとかそういうものでそれぞれご説明していただいております。それで  
国分地区につきましては、昨年11月9日に国分共同利用施設におきまして説明会をさせていただ  
きまして、ビデオ放映とかパンフレット、事業概要等を説明いたしました。最初は国分地区につ  
きましては国分という名称が付けられなければ、この事業ははずしてもいいようなご意見もあつたの  
ですが、私どもは住民の総意をお伺いしたということで、まあ出席者も少なかったからですね、ま  
た地元の役員さんとも再三協議を行ないまして、またアンケートもとりまして、その結果賛成者  
が多かったものですから事業に踏み切ったということで、その後の町名につきましても、一応地元の  
ほうで、隣組総会がございまして、その中で町名の協議をしていただきまして、最終的には、町民  
の方は隣が幸都でいくということであれば、うちもそれでよかろうということ、皆さんの承認を  
得たということで役員でありまして、また区長のほうからも、今は自治会長さんといいますが、そ  
ういった報告を受けております。そういうものを市のほうは受けまして、住民の意見を十分尊重し  
た上でそれぞれの手続きに則って最終的に審議会にそういう形で諮問させていただいて、答申をい  
ただいたということから本日ご提案させていただいておるということでございます。

○委員長（中林宗樹委員） 安部啓治委員。

○委員（安部啓治委員） 説明会の開催通知ですが、前回聞いてなかったとかという人がおられたので  
すが、今回は、回覧板か何か、どういう手法でされたのでしょうか。

○委員長（中林宗樹委員） 市民課長。

○市民課長（木村和美） 説明会につきましては、地元のほうからお願いをした経緯があります。それ  
で、私のほうから説明会の案内のちらしをお配りして地元のほうの役員さんにもご協力をいただ  
いて実施させていただきましたけれども、参加者が少なかったものですから、これ皆さんの総意とい  
うことにはちょっとならないかなということからもう一段アンケートということで全戸私どものほ  
うで配りまして、回収して、その結果もチラシをつくって、こういう結果になりましたというこ  
とで皆さんに周知させていただいております。

○委員長（中林宗樹委員） はい。不老光幸委員。

○委員（不老光幸委員） この左側の部分、将来的には幸都という町名の区域が広がる可能性はあるわ  
けですか。

○委員長（中林宗樹委員） 市民課長。

○市民課長（木村和美） それについては、一度町名が付きますと、他のところで同じ町名をつけられないようになっておりますので、旧看護学校跡地とか吉松地域が残ってますが、そちらのところはまたあらためて今まで町名がついている以外の名前で将来的には住居表示がなされるものと思います。

○委員長（中林宗樹委員） はい。不老光幸委員。

○委員（不老光幸委員） 将来的に町名がどんどん細切れで増えていく気がしてですね、白川の例がありますが、高速道路の左側はこの前変更したのだけでも、残りの部分的なものも総合的にすべきではなかったかという気がするのですよね。その場その場、この部分だけ新しく区画整理ができたから名前をつけようとか・・・もう少し根本的に、慎重に総合的に判断してやっていくべきではないかと思います。

○委員長（中林宗樹委員） 市民課長。

○市民課長（木村和美） 町の規模につきましては、実施基準要綱がございまして、細切れでやるということではなくて、商業地域については、5ヘクタールから10ヘクタールをひとつの単位としております。それから、住居地域につきましては、8ヘクタールからだいたい15ヘクタール、これ概ねですが、そういう形ですね、いわゆる一団の土地というところで市街地が形成された部分について住居表示をやっているということで、今回は大字国分地区と大字通古賀地区と併せまして約13ヘクタールほどございますので、そして尚且つ当然、大字通古賀については、区画整理という手法で新市街地整備がされましたし、大字国分については、すでに市街地でありますので、そういう部分で今回住居表示をさせていただいたというところでございます。

○委員長（中林宗樹委員） はい。不老光幸委員。

○委員（不老光幸委員） もう結果はいいのですよね。私が言うのは、やっぱりこういうのは将来を見据えて、全体的にどうなのかということまで判断しながら、今規則では何ヘクタールとかそういうのがあるかと思いますが、そこまで勘案しながら取り組んでやったほうがいいのではないかなという意見も含めてのことなのですよね。だからそれについてはいかがですかということ聞いています。

○委員長（中林宗樹委員） 市民課長。

○市民課長（木村和美） 将来的には、市のほうも十分勘案しておるつもりでございます。当然住居表示につきましては、市街地が前提でございますので、調整区域での住居表示はあり得ませんからあくまでも建物に住居表示番号を付けて行く事業でございますので、市街地が形成された部分について年次計画を追って今ご指摘があったような、市の将来的なことも十分勘案しながら事業を進めているという状況でございます。

○委員長（中林宗樹委員） 安部陽副委員長。

○副委員長（安部 陽委員） 不老委員から、課長の話を聞いていて、私はちょっと首をひねるわけですが、と言うのが、町名変更だとか総務省の指導要綱にはそういうふうになっていると思うのですよね。今言われているように、商業地域だとかいろいろ。しかしながら、今、歴史のある金沢市、

長崎市、そういうところは、また元の町名に戻しているのですよ。と言うのが、いろんな行事がやりにくいだとか、やはりコミュニケーションが持ちにくいということで。それで歴史ある都市については元に戻して、例えば金沢市でも飛梅町あたりを部分的であったけども戻しているんですよ。それから長崎市についても戻してきているから、やはり歴史あるものを消さずに……。これは町名というのは郵便局とかが配達しやすいとか以外何もないのですよ早く言えば。配達しやすいように番号を付けただけです。土地が細切れに100坪あったのが、30坪や20坪に切られて、枝番号ばかり付いたからこういうものになって、今度は家ごとに番号を付けたと、結局分かりやすくするための一つの記号だから、そういう大きい小さいにとらわれずに、例えば白川の場合は、やはりその地名を残すために白川何番何号でやれるのだから……。ここだって、極端に言えば私は、関屋何番何号でやってもいいというような見方もとったのですがね。そのようなことで、やはり歴史の地名があるところはそれをやはり尊重するという気持ちを持ってないと今ヘクターでしなさいという指導、結局総務省もこれについてはあまり文句を言ってないのですよね。私は直接金沢市の課長のところに行って聞いたのですが。そこの方針を総務省に問い合せても何にも返ってこないということで、歴史ある町をつくるためにはそういった努力も必要だということを申し添えておきます。そうしないと、宰都一丁目二丁目ができたなら、今言った看護学校跡地は3丁目4丁目にしてもいいわけです。早く言えば、だけどそれだったらなお、歴史が崩れていくのではなかろうかという気がしますので、今の回答については違和感を感じます。要望ということで。

○委員長（中林宗樹委員） 要望ということで聞いておいてください。

他にございませんか。

無ければ、これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

日程第1、議案第43号「住居表示に伴う町の区域の設定について」を、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（中林宗樹委員） 全員挙手です。

したがって、議案第43号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時21分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第47号 太宰府市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について

○委員長（中林宗樹委員） 日程第2、議案第47号 「太宰府市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

それでは、執行部からの補足説明を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（原田治親） 議案第47号、太宰府市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例についての補足説明をいたします。

今回の条例の改正につきましては、平成17年3月に策定いたしました太宰府市次世代育成支援対策行動計画、通称にこにこプランと言っておりますが、今年度5年目を迎えますことから、平成21年度中に見直しを行ない、平成22年度から平成26年度までの後期行動計画書を策定するものでございます。

その策定に向けて、調査・審議していただくため、関係団体の代表者や識見者で組織する太宰府市次世代育成支援対策後期行動計画策定委員会の設置をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（中林宗樹委員） 以上で説明は終わりました。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。

原田久美子委員。

○委員（原田久美子委員） 今の説明の中に、にこにこプランの計画を言われましたが、これを策定するための審議会であるならば、そのメンバーというのはどういった方が入られているのかというのが一点と、その中味について、どういった審議を。このプランのための審議会であるならば、この中のどんなことを審議されるのかお聞かせください。

○委員長（中林宗樹委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（原田治親） まず、委員会の構成につきましては、規則をつくりまして、その中で運用していきたいと考えています。実際、地域で子育て支援に携わっている方々とか、関係機関の方々、識見を有する方々等の中から委員さんの選出をさせていただきたいと考えております。

策定に向けての内容ですが、前期行動計画の総括並びに平成20年度にニーズ調査をしております。その中味を審議していただきながら、策定をお願いするものでございます。

○委員長（中林宗樹委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） なければ、これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第47号「太宰府市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について」を、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（中林宗樹委員） 全員挙手です。

したがって、議案第47号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。



〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時25分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第3 議案第48号 平成21年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について**

○委員長（中林宗樹委員） 日程第3、議案第48号「平成21年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」の当委員会所管分を議題とします。

お諮りします。

審査の都合上、まず事項別明細の歳出から審査を行いますが、歳出の補足説明において、歳入が関連する部分を同時に説明した方がわかりやすい項目につきましては、歳入についても説明をお願いしたいと思いますのですが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） 異議なしと認め、歳出から審査を行い、執行部におかれましては、歳入に関連する部分を、同時に説明した方がわかりやすい項目については、歳出の中で歳入の説明をお願いいたします。

なお、歳出の説明の中で、歳入の説明に関する質疑がある場合は、歳出の質疑の際に、これを許可します。それでは、補正予算書10、11ページの2款総務費、2項企画費、5目女性政策費について、執行部の補足説明を求めます。

人権政策課長。

○人権政策課長（蜷川二三雄） 女性政策費の男女共同参画推進費、19節負担金、補助及び交付金、DV被害者等定額給付金等相当額給付金80万8,000円は、配偶者からの暴力被害者で現在の居住地に住居登録等ができないために定額給付金及び子育て応援特別手当の給付が受けられない方に定額給付金及び子育て応援特別手当相当額の給付を行うものでございます。補正予算額の80万8,000円の内容は定額給付金相当額給付金として被害者本人10名分、同伴する家族20名分の52万円、子育て応援特別手当相当額給付金として8名分28万8,000円を計上させていただいております。

以上でございます。

○委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。

それでは、委員からの質疑を許可いたします。質疑はありませんか。

藤井雅之委員。

○委員（藤井雅之委員） この定額給付金と子育て応援特別手当の関係で、具体的に定額給付金のほうは口座振り込みという形になりましたけれど、この支給の方法はどういうふうに考えておられるのでしょうか。例えば居住地に住居登録できないということは新しい口座をつくることも難しい状況と想像できるのですが、市役所に取りに来ていただく形を考えているのか、それとも状況によっては担当課のほうを対象の方に一件一件届けられるのか、その点について説明をお願いします。

○委員長（中林宗樹委員） 人権政策課長。

○人権政策課長（蜷川二三雄） 振り込み方法は、口座振り込みまたは現金払いとしております。

それで、実際の支給を直接手渡すかどうか、これはケースバイケースで判断してまいりたいと思っております。

○委員長（中林宗樹委員） 安部陽副委員長。

○副委員長（安部 陽委員） 婚姻関係であれば、旦那さんのほうに振り込まれたりしていると思うのですよね。その事実関係がどういうふうな認識してあるのか。そしてそういう申し出が最初からされているのか住民登録もされないし、藤井委員が言われるように、ちょっと私も疑問を感じるのですよね。そうしないと二重払い的な問題も出てくると思うのですよね。旦那が受け取っておいて、奥さんがもらってなくてこういう状態だといって、後で知るぐらいだから、判断のポイントはどこにあるのかというのを。

○委員長（中林宗樹委員） 人権政策課長。

○人権政策課長（蜷川二三雄） このたびのDV被害者等への定額給付金等の支給の目的としましては、DV被害者で現在の居住地に住民登録ができないために定額給付金等の給付を受けられないという方に対して、その相当額を給付するものでございます。確かに定額給付金であれば世帯主が家族全員分をもらう形になっておりますが、DV被害等を受けたことによって住民票も動かさずに本人だけがその住民登録地にいないために実質定額給付金等を受けられない、その方々に定額給付金等相当額を給付するという目的をもって行ないますので、夫がその妻の分をもらっているだろうということはあるけれども、この被害者及び同伴する子どもに対する支援ということにポイントを置いて支給するものでございます。

○委員長（中林宗樹委員） 安部陽副委員長。

○副委員長（安部 陽委員） そしたら、旦那さんが先に口座振り込みの届けをしていたら、そっちに自動的に振り込みがあるだろうけど、DVを受けているということは前もって、市のほうで、私はこういうこととということで逃げているのが分かっていたらいいけれど、黙って移転してあるのだから、市のほうもそれは把握してないと思う。だけど、結局二重取り、旦那さんがもらっておいて、奥さんが子どもの分もまたもらいにくるということになると、この人たちは何らかの形で認めたらそっちにも金を払うということですか。

○委員長（中林宗樹委員） 人権政策課長。

○人権政策課長（蜷川二三雄） 支給要件としましては、DV被害を受けていると公的機関が証明した、または証明書を付けていただくということを前提にいたしますので、ただ申請だけで給付するものではございません。

○委員長（中林宗樹委員） ちょっとまとめますけど、二重払いになるのではないかとということを副委員長はおっしゃっているのですよね。結局口座に振り込むので、口座に入って、そしてまたDVを受けている人が別のところに行って、その人にまた別で給付するのかと。二重払いになるかということを質問されていると思いますが、そのへん明確な回答をお願いします。

○委員長（中林宗樹委員） 人権政策課長。

○人権政策課長（蜷川二三雄） それは、二重払いになります。夫が受けてあればですね。

○委員長（中林宗樹委員） 市民生活部長。

○市民生活部長（松田幸夫） 国の制度でこの給付金が始まっていますが、こういういろんな事情がありますので、総務省のひとつの指示で、夫のほうにはそのまま支給して、DV被害者については、別個に市が対応するという形でよしという回答がっております。

○委員長（中林宗樹委員） 安部陽副委員長。

○副委員長（安部 陽委員） 先ほど、公的機関が認定すればと言われたが、その公的機関とはどういう機関になるのですか。

○委員長（中林宗樹委員） 人権政策課長。

○人権政策課長（蜷川二三雄） ここでは、例えば、市役所のそれぞれの窓口で受けているもの、福岡県女性相談員が相談を受けてすでに対応をしているというもの、それから警察にも相談しているとか、そういうものを含みます。

○委員長（中林宗樹委員） 藤井雅之委員。

○委員（藤井雅之委員） 部長が今総務省の方針と言われましたけれども、では二重払いした後の対応ですよね。それはどうなるのかということ。通常の設定給付金は経営企画課のほうを担当窓口でやっておりますが、そこときちんとすり合わせ等して、二重払いしたほうに返してくれと請求するのかというそういうところまで総務省の指示はきているのでしょうか。

○委員長（中林宗樹委員） 市民生活部長。

○市民生活部長（松田幸夫） 現時点ではきちっとした方針・判断の指示はあっておりません。現時点ではDV被害者に対して夫に支給していてもDV被害者に対してはその都度直接支給してもいいということになっておりますので、当然窓口である総務部のほうとは調整を行っております。

○委員長（中林宗樹委員） 今の件について、今日の新聞に厚生労働省のほうからの見解が出ている記事があるそうですので、資料としていただきたいと思います。

暫時休憩します。

休憩 午前10時37分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前10時42分

○委員長（中林宗樹委員） 休憩前に引き続き会議を再開します。

DV被害者等における二重払いについては、いろいろご意見があるようでございますけど、これについては、市のほうも近隣4市1町で対応策を考えながら取り組んでおられるということでございますので、これでよろしいですか。

○委員長（中林宗樹委員） 不老光幸委員。

○委員（不老光幸委員） この金額は一般財源からですが、後で国のほうから補填とかそういうのがあるかどうか一応聞いておきます。

○委員長（中林宗樹委員） 人権政策課長。

○人権政策課長（蜷川二三雄） 財源につきましては、財政のほうで検討もしていただいておりますので、その検討の結果、もし財源更正することになれば、またご提案させていただきたいと考えております。

○委員長（中林宗樹委員） それでは次にいきます。

補正予算書12、13ページの3款民生費、1項社会福祉費について、1目から順に、執行部の補足説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） 1行目の社会福祉総務費、28節国民健康保険事業特別会計繰出金133万2,000円については、今回国保の特別会計のほうに、産休代替の臨時職員の賃金を補正予算で計上しております。それに対する一般会計からの繰出金でございます。

○委員長（中林宗樹委員） 2目、高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（古野洋敏） 老人福祉費についてご説明申し上げます。

高齢化社会対策費、包括支援センター改良工事ですが、内訳は2階の空調機器の設置、来客用駐車場の整備、福祉施設の案内看板の設置、合計で653万4,000円を計上させていただいております。

特別会計関係費につきましては、介護保険事業特別会計への繰出金117万1,000円でございます。

以上です。

○委員長（中林宗樹委員） 9目、国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） 国民年金事務費の電算委託料12万6,000円でございますが、国のほうへ情報提供しております所得情報の関係で内容が拡充されたためにシステムを変更する費用として計上しております。

これにつきましては歳入が関係いたしますので、9ページをお願いいたします。

2行目、国民年金事務委託金12万6,000円、これは100%国のほうから補助対象となっておりますので、歳入のほうも同額を計上しております。以上です。

○委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。

それでは、1目から順に、委員からの質疑を許可いたします。

まず、1目について、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、2目について、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、9目について、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） それでは、次に、12、13ページの4款衛生費、1項保健衛生費の3目母子保健費について、執行部の補足説明を求めます。

保健センター所長。

○保健センター所長（和田敏信） 妊婦健康診査関係費でございます。妊婦健診の公費負担回数につき

ましては今年4月から10回にしたところでございますけれども、福岡県内の4月1日現在の状況は、ほとんどが14回であるという状況等を踏まえまして、14回に増やすものでございます。4月1日遡及適用をいたします。

まず、最初に需用費、印刷製本費ですが、これは4回分の補助券になりますのでその印刷製本費でございます。郵便料でございます。これは配達記録郵便で補助券をお送りしますので、その費用でございます。委託料これは、福岡県医師会それから福岡県助産師会と委託契約をしていますことから、そちらからの請求に基づく委託料を支払うものでございます。助成金のほうでございますけれども、これは新たな項目を起こしましたが、4月1日から6月30日までの間に11回から14回受診なさった方に対しまして、申請によっていわば償還払いみたいなものですが、お支払いをいたします。それともう一つ、里帰りとか委託医療機関以外で受診なさった方に対してもお支払いいたしますので、その費用をここに見込んでいるものでございます。

続きまして、歳入、9ページでございます。保健衛生費の中段でございますが、妊婦健康診査基金事業交付金、これは10回から14回にすることに伴います交付金でございます。

以上でございます。

○委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。質疑を行います。

質疑はありませんか。

藤井雅之委員。

○委員（藤井雅之委員） 本会議の2日目に武藤哲志議員のほうからも質問が出たことと関連する部分がありますが、6月5日の西日本新聞の朝刊の一面に「妊婦検診助成に差」という記事も載ってましたけれども、結局私のところにも、今妊娠中の若いお母さんから聞いたのは、全部無料になると思ってたけど一部窓口で負担が発生したというような話を聞いているのですが、本市ではそういったところをどういうふうに対応しているのか、4月に5回から10回に一旦回数が増えましたけど、その時に検査項目の一部しか助成してないという形になっているのか、過去の5回の時と比べてどういうふうにしたのかということが一点と、それと遡及すると今言われましたけども、それは例えば郵便で送って案内されるということを言われましたが、4回分のことを。その中に遡及の関係のものを入れて対応するということは考えられておられるのでしょうか。

○委員長（中林宗樹委員） 保健センター所長。

○保健センター所長（和田敏信） まず補助の関係でございますけれども、元々、母子健康手帳を交付する段階では、ただ交付するだけではございまして、相談という形をとりまして、保健師によります保健指導を行ったり栄養士によります栄養相談を行ったり予防接種とか乳児健診とかそういう様々なことも、母子手帳に記載されておりますこと以外にもいろいろとお話しをしております。その中で、妊婦健康診査についても当然入っているわけでございますので、そこで元々全額無料というのではありませんで、補助券であるということをご説明させていただいているところでございます。これは福岡県医師会からの要望でもございましたし、名称につきましてですね。これは無料券ではないと。それから元々国も公費負担ということをおっしゃったので、その中味に沿

って説明をさせていただいているところでございます。

それから、2点目の遡及の関係ですが、これは対象者の方には全部郵便でお送りいたしまして、手続きのし方についても全部案内をさせていただいておりますので、当然、様々なところからの情報も入ると思いますけれども、案内させていただいて、必ず手続きはとれるとしているところでございます。

○委員長（中林宗樹委員） 藤井雅之委員。

○委員（藤井雅之委員） 最初の質問の点だけを確認しますけれども、本市では今年の4月に10回に増やした段階で検査の一部にしか助成しないということではなくて、従前通りに対応していたと認識してよろしいでしょうか。

○委員長（中林宗樹委員） 保健センター所長。

○保健センター所長（和田敏信） すいません従前どおりとは。

○委員長（中林宗樹委員） 藤井雅之委員。

○委員（藤井雅之委員） 過去の5回のとくと無料の範囲の内容は一切変わってなかったと認識しておいてよいでしょうか。

○委員長（中林宗樹委員） 保健センター所長。

○保健センター所長（和田敏信） 元々回数がずっと増えてまいりましたけれど、検査項目に伴います金額が定められております。その内容で、これを助成いたしますという言い方をしてきておりますから、やり方として今度回数が増えましたけれども中味的にはお伝えすることは同じことをずっとお伝えしております。

○委員長（中林宗樹委員） 安部陽副委員長。

○副委員長（安部 陽委員） 今年は子どもさんが増えているとか、ニュースになっていますが、嬉しい悲鳴ですが、母子健康手帳は現在太宰府市ではどれぐらい発行してありますか。

○委員長（中林宗樹委員） 保健センター所長。

○保健センター所長（和田敏信） 今日現在の冊数まで把握しておりませんで申し訳ありませんが、平成20年度、21年度というふうに区画整理関係ですと人口が伸びてきているということを今までもご説明しておりましたように、ずっと伸びている状況があります。正確には事務報告なりで出しますけれども平成20年度で800件近くになっています。現況としては伸びているというふうに考えております。

○委員長（中林宗樹委員） 安部陽副委員長。

○副委員長（安部 陽委員） 平成20年度がだいたい800件ぐらいと、5月31日現在でどれぐらい発行しているか、人数だけでいいですから、太宰府市の人口が増える方向にあるのかどうか、若い人が必要だから、5月31日現在の発行部数をお願いしておきます。

○委員長（中林宗樹委員） 答えはでますか。保健センター所長。

○保健センター所長（和田敏信） 今すぐには出ませんので5月は非常に多かったのは事実でございます。今までよりかなり多かったというのは聞いております。後でまた件数につきましてはお答えい

たします。

○委員長（中林宗樹委員） 随時、後で出してください。

ほかにありませんか。

安部啓治委員。

○委員（安部啓治委員） 今の現行の妊婦健診で受診率はわかりますか。

○委員長（中林宗樹委員） 保健センター所長。

○保健センター所長（和田敏信） 受診率というところまで……。一件一件個人台帳をつくってどの分の健診を受けたというところまで今把握できているわけではございませんので、受診率というところまで把握できておりません。

○委員長（中林宗樹委員） ほかにございませんか。

それでは質疑は終わります。

次に、同じく4款、2項清掃費の2目塵芥処理費について、執行部の補足説明を求めます。

環境課長。

○環境課長（篠原 司） 塵芥収集関係費、13節の委託料、リサイクルボックス分別指導委託料、852万1,000円の内容についてご説明申し上げます。これは、国の緊急失業者対策でございまして、雇用を促進するための一環であります緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金を活用するものでございます。具体的な内容にしましては、現在市役所を初め、市内の9カ所に設置いたしておりますプラスチック類の容器包装リサイクルボックスのうち、特に集客力があり活用が多い所、なおかつ生ごみなどの投入が多く分別処理に苦慮しておりますスーパーマーケット3カ所に限定いたしまして分別の監視を行なう指導員を雇用・配置しながらリサイクルの効率化を図るものでございます。次に補正予算額852万1,000円の内訳でございしますが、スーパーマーケット3カ所において、のべ16人を雇用いたしまして、来年3月31日までそれぞれ午前9時から午後10時までをローテーションで勤務させて、分別の指導・監視を行なってもらうものでございます。歳入につきましては、補正予算書の8ページ9ページをお開きください。真ん中ほど15款県支出金、2項県補助金、7目労働費県補助金の労働補助金の中に一括して掲げております。以上でございます。

○委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。質疑を行います。

質疑はありませんか。

安部啓治委員。

○委員（安部啓治委員） 指導員の方は何人と言われたですか。生ごみの混入とか、とくにスーパーマーケットあたりは、買ってすぐある程度捨てていったりするのですよね。生ごみの混入だとかりサイクルできる分でも洗ってなくて、回収ボックスに入れるだとか、店長さんの話で出てくるのですよ。それで、それを注意すればお客さんとのトラブルとかも発生しかねないので、指導員の方をゆくゆく教育していただきたいと思うのですが、その辺はどういうふうと考えられておられますか。

○委員長（中林宗樹委員） 環境課長。

○環境課長（篠原 司） 事前に説明会等を開催いたしまして、16人ほど考えておりますけれども、そ

の中のリーダーということも配置させていただいて、徹底してまいりたいと思っております。

○委員長（中林宗樹委員） 不老光幸委員。

○委員（不老光幸委員） ちょっと聞き漏らしたかもしれませんが、期間はいつからいつまででしょうか。

○委員長（中林宗樹委員） 環境課長。

○環境課長（篠原 司） おおむね7月ないしは8月ぐらいから今年度末までで想定しております。

○委員長（中林宗樹委員） 藤井雅之委員。

○委員（藤井雅之委員） 確認ですが、この監視員が配置される部分を市民のみなさんに、こういった形で配置されますとか、お知らせの手段とかは考えておられますか。

○委員長（中林宗樹委員） 環境課長。

○環境課長（篠原 司） その辺につきましては、周知は必要だと思っておりますが、広報を活用するかどうかについては今後詰めてまいりたいと考えております。

○委員長（中林宗樹委員） 安部陽副委員長。

○副委員長（安部 陽委員） 今16人と言われましたね。7月から8月からというので、ひと月違えばかなりの給料の額も違ってくるのですよね。これ一人大体どれぐらいの給料の予定になるのですかね。16人で852万1,000円ということは、それと月によるから、月に大体どういう想定をしているのですかね。

○委員長（中林宗樹委員） 環境課長。

○環境課長（篠原 司） 基本につきましては、おおむね市役所の臨時職員の賃金をベースに考えております。配置につきましても7月から8月からと言いましたのは、その部分非常に悪い所もございまずので、人員配置体制につきましても確実に決定しているわけではございませんで、そういう所に配置を重点化するとかいうことも考えております。トータルで人員を配置しながら、分別が良くなるように市民啓発に努めてまいりたいと考えております。

○委員長（中林宗樹委員） 安部陽副委員長。

○副委員長（安部 陽委員） 852万1,000円の16人でしょ。一人月に何日ぐらいの計算をしてあるのですか。雇用対策でやってあるけれど、あまり金額が低ければ、ちょっとかわいそうな気もするし。そんなこと言ってたらあれだけど。

○委員長（中林宗樹委員） 環境課長。

○環境課長（篠原 司） おおむね、五条にありますマミーズ太宰府店につきましては4名の配置、明治屋食品株式会社につきましては8名の配置、マルキョウ水城店につきましては4名の配置で考えておまして、営業時間も行政とは違いまして、午前9時から午後9時までとか、あるいは午後10時半までということもございまずので、2交代で配置していきたいと考えております。

○委員長（中林宗樹委員） 安部陽副委員長。

○副委員長（安部 陽委員） 私が聞いているのは、一人の賃金がどれぐらいになるかということですよ。勤務時間が違うけれども、それは時間で750円なら750円で計算してあろうけれども・・・。



○委員長（中林宗樹委員） 環境課長。

○環境課長（篠原 司） 昼間の勤務につきましては、1日6,000円、夕方につきましては、4,200円あるいは3,400円、2,500円と区分しております、これは先ほど申し上げました指導員を配置するお店の営業時間等にも関係しております、その時間について支払ってまいる計画でございます。

○委員長（中林宗樹委員） 安部陽副委員長。

○副委員長（安部 陽委員） 私が聞いているのは、雇用対策だから、失業者に対しての事業だから賃金が月に10万円を切ったりいろいろすれば大変だと思って、その点を聞いているのですよね。大体一人当たり月にどれぐらいの予定を立ててあるのかということです。賃金の額ですよ。

○委員長（中林宗樹委員） 環境課長、いいですか。のべで16人雇用されると、3月31日までに、それでその内の簡単に言えば、お一人が月に大体いくらぐらいの賃金になるのかということではないですか。

（安部陽副委員長「そう」と呼ぶ）

○委員長（中林宗樹委員） ですから、お一人の方が6時間働いたり、2時間働いたりいろいろされると思いますけれども、そしてその方がトータルで1カ月にいくらぐらい、10万円ぐらいになるのか、5万円ぐらいになるのか、7万円ぐらいになるのか、そこら辺ですね。

環境課長お願いします。

○環境課長（篠原 司） 6,000円かける20日で12万円ぐらいを想定いたしております。

（安部陽副委員長「それでわかりました」と呼ぶ）

○委員長（中林宗樹委員） 原田久美子委員。

○委員（原田久美子委員） こういうふうな指導員を設けなければいけないということについては本当に残念なことだと思うのですが、本年度の3月までということで今お答えがあったのですができれば3月で景気も良くなってほしいという関連からですね、大きなところを3店舗言われたと思いますが、そこに周知徹底をさせるために、生ごみや収集トレイ以外を置いた場合はどういふふうな指導員による注意、ならびに罰金まではいきませんけれども、そういうふうなことをすることがございますということ、やっぱりそこに書くべきだと思うのですよ。そういうことをして市外の方も持って来られると思いますので、市内の方は藤井委員が言われたように広報誌のほうにも、こういうような指導員を設けておりますということで、なくなり次第、なくなると思うのですが、それに向けてそういうものを貼ってもらいたということをお願いしたいと思います。

○委員長（中林宗樹委員） 環境課長。

○環境課長（篠原 司） ご指摘のとおりですね、やはり徹底を図るためにもチラシなりあるいはポスターなり掲示するように市民周知に努めてまいりたいと考えております。

○委員長（中林宗樹委員） 安部啓治委員。

○委員（安部啓治委員） 先ほど聞き忘れたのですが、指導員の方の服装と申しますか、腕章と名前ぐらいつけるのかどうか、どの辺まで考えてあるのか、それとさっき言ったようにトラブルがあった場合、店側に迷惑をかけないように、店の人が言ったのかなというように捉え方をされないように、

その辺の配慮もお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○委員長（中林宗樹委員） 環境課長。

○環境課長（篠原 司） 服装等につきましてはですね、作業服を配付するように考えておりまして、また、はっきり識別できるように腕章等も配付したいと考えております。また、店側との協議につきましても、いろいろ店側からも苦情が寄せられておるとというのが実態でございまして、その辺も協議をしながらお店の協力を得ていきたいと考えております。

○委員長（中林宗樹委員） ほかにございせんか。

以上で歳出を終わります。

それでは、補正予算書8ページ、9ページの歳入ですが、先ほど歳出で説明していただきました以外に、執行部の方から補足説明がありましたらお願いいたします。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） ないようですので、以上で、歳入を終わります。

それでは、歳入、歳出、その他全般につきまして、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） 以上で、説明・質疑は、すべて終わりました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第48号「平成21年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」の当委員会所管分につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（中林宗樹委員） 全員挙手です。

したがいまして、議案第48号の当委員会所管分につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前11時8分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（中林宗樹委員） ここで、11時20分まで休憩します。

休憩 午前11時9分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時20分

○委員長（中林宗樹委員） 休憩前に引き続き会議を再開します。

まず、先ほど保健センター所長にお願いしていただきました母子健康手帳の発行数について報告をお願い

いします。

保健センター所長。

○保健センター所長（和田敏信） 先ほどは失礼いたしました。

5月末母子健康手帳発行の件数は124件でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第50号 平成21年度太宰府市 介護保険事業 特別会計補正予算（第1号）について

○委員長（中林宗樹委員） 日程第4、議案第50号「平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

それでは、補正予算書における主な内容について、補足説明を求めます。

高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（古野洋敏） 36、37ページ、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費についてご説明申し上げます。1点目が共済費、社会保険料26万6,000円、労災保険料1万6,000円、次に賃金、事務補助員といたしまして、387万9,000円でございます。次が役務費、郵便料が9万3,000円、電話料が60万円、使用料及び賃貸料、自動車借上料、これ2台分です。106万2,000円でございます。続きまして、繰出金、介護サービス事業勘定繰出金といたしまして、59万2,000円を計上させていただいております。

続きまして、40ページ41ページの明細書のほうに移りたいと思います。

これは、歳入の部分が先ほど申し上げました保険事業勘定繰入金の59万2,000円、歳出といたしましては、一般管理費、ケアプラン作成スタッフ関係費として、雇用保険料2,000円、社会保険料29万6,000円、労災保険料1万2,000円、賃金、事務補助員といたしまして28万2,000円を計上させていただいております。

36ページ37ページの歳入を言っておりませんでしたので、34ページ35ページに戻っていただきたいと思います。歳入といたしましては介護保険料182万5,000円、国庫補助金234万1,000円、県補助金117万1,000円、一般会計繰入金117万1,000円という形になっております。

以上でございます。

○委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

原田久美子委員

○委員（原田久美子委員） 歳出37ページの方で、賃金、事務補助員ということで387万9,000円ということになっていますが、これは1名分ですか。

○委員長（中林宗樹委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（古野洋敏） 当初の時には3日勤務という形もしておりました。やはり内部でいろいろ検討した結果、3日勤務であると通常のケアマネージャー業務に支障が出るという形で、5日勤務に変更しております。

内訳といたしましては、ケアマネージャーが11人、事務補助員が2人というのが包括支援センターの合計の職員数でございます。

○委員長（中林宗樹委員） ほかにございませんか。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第50号「平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」を、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（中林宗樹委員） 全員挙手です。

したがって、議案第50号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前11時24分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 請願第2号 物価に見合う年金引き上げを求める請願

○委員長（中林宗樹委員） 日程第5、請願第2号「物価に見合う年金引き上げを求める請願」を、議題といたします。

本請願の協議に入ります前に、本件の紹介議員となっています藤井雅之委員がいらっしゃいますので、何か補足説明があればお願いします。

藤井雅之委員。

○委員（藤井雅之委員） 補足はありません。

○委員長（中林宗樹委員） ないそうです。ありがとうございました。

それではただ今から協議に入ります。

委員の皆さんからのご意見はございませんでしょうか。

安部啓治委員

○委員（安部啓治委員） 現行の年金制度についてですが、私も昨年、個人的に改正していただきたい部分がありまして、複数の国会議員に検討をお願いしてきたところでございます。ただ、今回の物価に見合う年金の引き上げを求める請願についての内容で、無年金者の救済という項目がありますけれども、これについては納付意欲が減退し、将来の未納者増に拍車がかかることにつながりかねないと危惧されること等ありますので、もう少し時間をかけて調査研究したいと思っております。

この件については継続審議が妥当ではないかと個人的には思っております。

○委員長（中林宗樹委員） 原田久美子委員

○委員（原田久美子委員） この請願につきまして、今安部啓治委員が言われたようなことも含みます

けれども、物価等の高騰に見合う最低限のものとしてということになってますけれども、物価が上がった場合は書いてあるけども、今度下がった場合はどういうふうと考えられてあるのかなということが一つと、8万円に達するまでの支援が必要ということで請願を出されているわけですが、生活保護ということの関連にしますと、そういう支援というのはそれだけの支援は生活保護につきましては、8万円とは言わないぐらいできると思いますので、私はこの分につきましては反対の立場で意見を言わせていただきます。

○委員長（中林宗樹委員） 藤井雅之委員

○委員（藤井雅之委員） 今、安部啓治委員と・田久美子委員からそれぞれ出ましたけれども、まず、無年金者という部分で考えていただきたいのが、この後の最低保障年金の請願とも関連しますけれども、あくまでも無年金者というのが一階建ての、今回資料のほうにもありますけれども1階建ての部分の8万円ということで、当然厚生年金ですとか国民年金そういったものを過去納められた方については、その納めた部分も上乘せして2階建ての部分をとというのが趣旨の一つとしてありますので、確かに安部啓治委員が言われたように納めなくても8万円最低部分、1階建て部分ということが納付意欲の問題というのは確かに出てくる部分としてはあるかと思うのですが、あくまでも趣旨として1階建ての部分で最低8万円という部分が趣旨としてはあるということですね。それと原田委員が物価の高騰ということを言われましたけれども、その物価が以前デフレが進行していたときに年金の支給額が実質引き下げられたという状況がありますので、やはり当然物価が上がったときに引き上げられたら物価が下がったときにはその支給額というのは当然物価スライド制という理念と言いますか原則から言えば、それに対応するというのは当然のことだと思います。

○委員長（中林宗樹委員） ほかにございませんか。

それではこれで協議は終わります。

それでは、安部啓治委員から、継続審査との意見が出されましたので、本請願を継続審査するところで採決を行います。

請願第2号「物価に見合う年金引き上げを求める請願」を継続審査することに賛成の方は、挙手願います。

（挙 手）

○委員長（中林宗樹委員） 大多数挙手です。したがって、請願第2号は、継続審査すべきものと決定しました。

〈継続審査 賛成4名、反対1名 午前11時31分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 請願第3号 「最低保障年金制度」の創設を求める請願

○委員長（中林宗樹委員） 日程第6、請願第3号「最低保障年金制度」の創設を求める請願を、議題といたします。

本請願の協議に入ります前に、本請願の紹介議員となっています藤井雅之委員がいらっしゃいま

すので、何か補足説明があればお願いします。

藤井雅之委員。

○委員（藤井雅之委員） 補足はありません。本会議で説明したとおりです。

○委員長（中林宗樹委員） それではただ今から協議に入ります。

委員の皆さんからのご意見はありませんか。

安部啓治委員

○委員（安部啓治委員） 最低保障年金制度の創設を求める請願でございますが、現段階で消費税によらないとは断言しがたいと考えております。現在約50兆円弱ですけど支給に対して収支差引き残がおよそ5兆円のマイナスと思います。国民年金の納付率は約6割しかなく、平成19年度末の積立金が約8.3兆円で将来の人口構成比率の推移を考えれば十数年で枯渇するのではないかと推察される状況でございます。今、国会議員の間でも100年安心年金プランという名で議論されている最中でもあり、我々としても鋭意研究しなければならないと考えておりますので、前記の請願と同じようにこの請願についても同様に継続審議にしたかどうかと考えております。

○委員長（中林宗樹委員） 藤井雅之委員

○委員（藤井雅之委員） 今、安部啓治委員のほうから年金財政ということの指摘がありましたけれども、年金財政は貯め込み金と言いますか、そういった部分も実際ありまして、各国民年金、厚生年金、公務員共済、私立学校共済とありますけれども、そういったものの積立金が今200兆円あると言われております。その200兆円を取り崩して何年もつかという試算までは申し訳ありません、手元に数字を持っておりませんが当然年金の受給の関係ですから変化はあるでしょうけど、財政的な部分では200兆円という積み立てという部分もありますので、そういったものも活用して行って、この消費税に頼らない財源と言いますか、そういった部分の財源としては可能であるという意見も一言申し述べておきたいと思えます。

○委員長（中林宗樹委員） 安部啓治委員

○委員（安部啓治委員） その200兆円の積立金ですけども、これは今まで払われた方の積立金であって、それを無年金者、無年金者も二通りありまして、全く払ってない方と一部払っている方とあるんですけど、そういった方の無年金者にあてるとということには、やっぱり反発があるのではないかとされるわけですよ。だからその辺も考えていかないといけない問題と思っております。

○委員長（中林宗樹委員） 藤井雅之委員

○委員（藤井雅之委員） その意見の意見という形になるかもしれませんが、あくまでも無年金者も当然おられるというのは認めます。ただ、多くの方は払っておられる方が貯めた200兆円を当然誰に返すかと言えば多くの方は払っておられた方に返すという形にもなりますので、その点もあるということだけは一言申し述べておきたいと思えます。

○委員長（中林宗樹委員） 原田久美子委員

○委員（原田久美子委員） 先ほどの分と同じような意見になると思いますがけれども、実際この年金というものは、やっぱり低所得者に対しては自己責任で、結局そういうふうな制度・保障をしていた

だけのものとして考えております。結局、今払っている人もいれば払っていらっしやらない方もいらっしやいます。それは払っている人の立場になると、自分も含めてですけれども、それでいいのかなということ、私は実際思ってます。そういうふうなことで、こういうふうな制度をつくることによって年金を払う人が多くなるのではないかと懸念しているわけです。

逆ですね。すいません。納めなくなる人が増えてくるのではないかと懸念していることを私は思っております。そういうことになると、働かなくても、年金がもらえるから、年金を払わなくてもいいんだということが広まるとそこにも問題があるかなということも思っております。まずは、低所得者に対しての所得とか資産審査を工夫して、どんなふうにしたら、そんなふうな人がお金を払えるかということ考えた上でどうしても払うことができなければ、こういうふうな最低保障年金制度は考えなければならないと思います。

支払わない人を払わせるようなことを先にすべきではないかと思っておりますので、この分については、それを含めたところで実際にこの制度はあっていいのではないかと一応反対の立場で意見を述べました。

○委員長（中林宗樹委員） 安部陽副委員長

○副委員長（安部 陽委員） 今消費税を導入するかしないかということで国会、党の方針でも今審議されているわけですね。これをいつ出すかということで。これに伴って請願も出てきたのではなかろうかと私ちょっと思ったわけですがね。消費税によらないということになると、低所得者の人は、共同生活の社会において、いつ自分をよくしていくかということも、やっぱり参画型にならないとおかしいと思うのです。この消費税によらないということについて、ものすごく反対するわけですね。ていうのが、やはり低所得者の人も一部自分も払っているという気持ちを持たれないと今言うようにぜんぜんそういう意欲をもたない社会になってくると思っていますので、これが消費税によらないという言葉において私はもう反対の立場をとらせてもらいます。

○委員長（中林宗樹委員） 藤井雅之委員

○委員（藤井雅之委員） 安部陽副委員長のほうから消費税のことが具体的にありましたけれども、まず消費税が3%に導入されたときと5%に引き上げられた時の経緯といいますかその口実として福祉のためということが言われてきたのですけれども、それで消費税が導入されて20年経ちますけれども、年金以外の部分も含めて、私たちの福祉という部分で何か負担が軽くなったものがあるのかということむしろ負担が増えたもののほうが、充実された内容のものも当然あると思っておりますけれども、負担が増えている部分がむしろ大きい部分があるのではないのでしょうか。現役世代の方では窓口での3割、健康保険の負担が3割に引き上げられましたし、介護保険制度も導入されました。後期高齢者医療制度も導入されました。今全国的な運動になっていきますけれども生活保護世帯の母子加算の問題等も国会でも議論されてますけれども、私たちが納めた消費税がきちんと福祉のために使われてきたのかということも是非検証していく必要があるかと思うのです。213兆円近く20年間で消費税を納めている計算になりますけれども、その一方で企業の払う法人税などが20年前に比べて減っているとか、そういう側面もありますので、消費税がきちんと福祉のために使われているかという部分をもう一

度再検証する必要があるのではないかなと私はその点については思います。

○委員長（中林宗樹委員） ほかにございませんか。

それではこれで協議は終わります。

それでは、先ほど安部啓治委員から、継続審査との意見が提案されていますので、本請願を継続審査するところで採決を行います。

請願第3号「最低保障年金制度」の創設を求める請願」を継続審査することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手）

○委員長（中林宗樹委員） 大多数挙手です。したがって、請願第2号は、継続審査すべきものと決定しました。

〈継続審査 賛成3名、反対2名 午前11時41分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 意見書第2号 ハローワーク機能の抜本的強化を求める意見書

○委員長（中林宗樹委員） 日程第7、意見書第2号「ハローワーク機能の抜本的強化を求める意見書」を、議題といたします。

本意見書につきましては、本会議におきまして、提出者の清水章一議員から提案の説明がありましたとおりでございます。

また、労働問題としまして本委員会に審査付託されておりますが、ハローワークの機能につきましては、担当は建設経済部となりますので、担当部課長の出席をお願いしているところでございます。

それでは協議に入ります。

委員の皆さんからご意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） これで協議を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。意見書第2号「ハローワーク機能の抜本的強化を求める意見書」を、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（中林宗樹委員） 全員挙手です。

したがって、意見書第2号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前11時42分〉



~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（中林宗樹委員） 以上で当委員会に審査付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

ここで、お諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告、及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） 異議なしと認め、委員会の審査内容と結果の報告、委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任とすることに決定しました。

これをもちまして、環境厚生常任委員会を閉会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午後11時42分

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり環境厚生常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するため、ここに署名します。

平成21年 8月24日

環境厚生常任委員会 委員長 中 林 宗 樹